

# 芽室町新嵐山スカイパーク指定管理者年度協定書（案）

芽室町(以下「発注者」という。)と●● ●●●(以下「受託者」という。)とは、令和●年●月●日に締結した芽室町新嵐山スカイパーク指定管理者基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、芽室町新嵐山スカイパークの指定管理業務に係る年度協定(以下「年度協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 年度協定は、指定管理業務の実施対価として支払われる指定管理委託料(以下「委託料」という。)を定めることを目的とする。

## (年度協定の期間)

第2条 この年度協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (委託料及び支払い)

第3条 委託料は、年額金●円(うち消費税及び地方消費税額金●円)とし、1月当たり金●円を支払うこととする。ただし、4月分は金●円(うち消費税及び地方消費税額金●円)とする。

- 2 支払いは月払とし、基本協定の変更又は基本協定第25条の規定により指定の取消し等に伴う1か月未満の委託料は、日割計算により算出した額とする。
- 3 第1項及び第2項の消費税及び地方消費税額は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 発注者は委託料を、1か月経過ごとに受託者から適法な請求書が提出され、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## (委託料の額の変更)

第4条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。

- 2 物価変動に係る年度内変更の基本的な考え方は次のとおりとし、補てん時期は原則3月とする。

- (1) 光熱水費及び人件費等を補てん対象経費とする。
- (2) ただし、人件費については一般的な業務上の理由による人件費増大によるものは対象とせず、最低賃金など公的指標を基に設定する町の積算時単価が上昇した場合を対象とする。

- (3) 指定管理者が提出する各対象経費見込みと「年度協定」締結時の町の積算における当該対象経費の差額が指定管理料金全体の1%を超えた場合(いずれも消費税抜きの額)、その差額に1/2を乗じ、消費税を転嫁した額を補てん額とする。
- (4) 複数の経費において経費増額が発生した場合は経費毎に指定管理料の1%を超えることを基準とする。

(委託料の返還)

第5条 受託者は、基本協定第25条の規定により指定を取消されたとき、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、発注者の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、発注者と受託者とは誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

発注者と受託者とは、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
発注者　芽室町  
芽室町長　手　島　旭

● ● ●  
受託者　● ● ●  
● ● ●